（公認会計士法施行規則の一部改正）

第七条　公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「いう」の下に「。第二十四条の二第三項第二号において同じ」を加える。

第十二条中「法第三十四条の十二第三項」を「第三十四条の十二第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十二条の二　公認会計士又は監査法人は、法第二十五条第三項（法第十六条の二第六項及び第三十四条の十二第四項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により電磁的方法（法第二十五条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による証明をしようとするときは、あらかじめ、当該証明に係る会社その他の者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　法第二十五条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて必要な情報を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法（法第二十五条第三項に規定する方法による証明を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

4　第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第二項各号に掲げる方法のうち当該証明をしようとする者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

5　第一項の規定による承諾を得た公認会計士又は監査法人は、当該証明に係る会社その他の者から書面又は電磁的方法により当該証明を受けない旨の申出があったときは、当該証明に係る会社その他の者に対し、当該証明をしてはならない。ただし、当該証明に係る会社その他の者が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第十六条中「及び法」を「（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）及び」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（情報通信の技術を利用する承諾等）

第二十一条の二　無限責任監査法人（法第一条の三第五項に規定する無限責任監査法人をいう。以下同じ。）は、法第三十四条の十の四第七項の規定により電磁的方法により同条第四項の書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第十二条の二第二項各号に掲げる方法のうち無限責任監査法人が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

3　第一項の規定による承諾を得た無限責任監査法人は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

第二十二条中「（法第二十八条の四第三項に規定する電磁的方法をいう。第四十七条において同じ。）」を削る。

第二十三条第一号中「自署し、自己の印を押す」を「署名する」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十四条の二　監査法人は、法第三十四条の十二第三項の規定により同項に規定する証明をしようとするときは、あらかじめ、当該証明を受けようとする会社その他の者に対し、その用いる次項各号に掲げる措置の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2　法第三十四条の十二第三項の内閣府令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する措置

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を記録したものを交付する措置

3　前項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二　ファイルに記録された事項について、当該証明に係る業務を執行した社員による電子署名が行われているものであること。

4　第一項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　第二項各号に掲げる措置のうち監査法人が講ずるもの

二　ファイルへの記録の方式

5　第一項の規定による承諾を得た監査法人は、当該証明に係る会社その他の者から書面又は電磁的方法により当該証明を受けない旨の申出があったときは、当該証明に係る会社その他の者に対し、当該証明をしてはならない。ただし、当該証明に係る会社その他の者が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

第三十九条中「（法第一条の三第五項に規定する無限責任監査法人をいう。以下この条及び第六十条において同じ。）」を削る。

第六十九条第一項中「自署し、かつ、自己の印を押さなければ」を「署名しなければ」に改め、同項第五号中「第三十四条の十二第三項」を「第三十四条の十二第四項」に改める。

附　則

この府令は、令和三年九月一日から施行する。